平成２７年（フ）第１０８９７号
東京都江東区大島９丁目６－１－802
債務者　石橋　智臣
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８９８号
東京都北区滝野川１丁目16－３－203
債務者　陣内眞由美
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９０１号
東京都調布市国領町８丁目１－57　国領町八丁目アパート１－209
債務者　井上　克己
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９１１号
東京都墨田区墨田２丁目５－１－603
債務者　工藤　弾夢
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９１８号
東京都新宿区戸山２丁目10－201
債務者　横田　康子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９２３号
東京都江戸川区西一之江４丁目７－14－103
債務者　加藤　荘一
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９２４号
東京都江戸川区西一之江４丁目７－14－103
債務者　加藤　ルミ
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９２６号
神奈川県川崎市川崎区小川町16－13－201、住民票上の住所東京都大田区南六郷３丁目１－８
債務者　中村　俊介
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９２９号
神奈川県川崎市宮前区野川3611－46－102
債務者　根深　　歩
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９３４号
東京都豊島区南大塚２丁目32－７－103
債務者　佐藤　優樹
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９３９号
東京都葛飾区青戸４丁目８－10－202　ＴＯビル70
債務者　大澤　省三
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９４０号
東京都葛飾区西水元２丁目14－19－106
債務者　時澤　一茂
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９４４号
東京都墨田区東向島５丁目16－15－407
債務者　須藤　栄一
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９５１号
東京都板橋区西台２丁目11－20－203
債務者　榎本　智広
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９７０号
東京都世田谷区千歳台２丁目33－９－202
債務者　青松佐和子（旧姓アイティキン）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部